

石川県公報

平成 23 年 11 月 10 日 (木曜日)

号 外

(第 70 号)

目 次

告 示		公 告	
石川県知事印の一部改正 (総務課)	1	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部改正 (同)	6
石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部改正 (行政経営課)	1	騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (同)	6
野々市町の区域内の町の区域の新たな画定及び変更の届出 (地方課)	2	水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法による市町村の区域の指定の一部改正 (水産課)	6
野々市町の区域内の町の区域の新たな画定の届出 (同)	4	建築計画概要書等の閲覧場所の一部改正 (建築住宅課)	6
民生委員協議会を組織する区域の指定の一部改正 (厚生政策課)	4	開発登録簿閲覧所の設置の一部改正 (同)	6
民生委員の定数の一部改正 (同)	4	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	6
動物を飼養し、又は収容するために許可が必要な区域の指定の一部改正 (薬事衛生課)	5	石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (同)	7
石川県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部改正 (環境政策課)	5	土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課)	7
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (同)	5	教育委員会	
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準の一部改正 (同)	5	石川県教科用図書採択地区の一部改正	7
工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の一部改正 (同)	5	公安委員会	
		石川県警察の組織等に関する規則及び石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	7

告 示

石川県告示第480号

石川県知事印 (平成 9 年石川県告示第462号) の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

副印 8 号の項中「野々市町」を「野々市市」に改める。

石川県告示第481号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置 (昭和39年石川県告示第191号) の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「石川障害者職業能力開発校 | 石川郡野々市町 |」を
「石川障害者職業能力開発校 | 野々市市末松 2 丁目 |」に、
「石川県立野々市明倫高等学校 | 石川郡野々市町 |」を
「石川県立野々市明倫高等学校 | 野々市市下林 3 丁目 |」に、
「石川県立明和特別支援学校 | 石川郡野々市町 |」を
「石川県立明和特別支援学校 | 野々市市中林 4 丁目 |」に改める。

石川県告示第482号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、野々市町長から次のとおり同町の区域内の町の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後の町	左 の 区 域 に 変 更 さ れ る 従 前 の 区 域		
	町	字	地 番
三 納 一 丁 目		字三納	3、4、6、16～18、31、32の1、33、45、48、59、62、73、75、86、87、98、160の2、161の3、165の2の各一部 4の2、5、7～10、11の1～11の7、12～15、19、20の1～20の3、21～23、24の1～24の5、25の1、25の3、26～30、34の1～34の4、35～37、38の1～38の3、39の1～39の4、40の1～40の5、41～43、44の1～44の3、49、50の1～50の3、51、52の1～52の4、53の1～53の3、54の1～54の3、55～57、58の1～58の4、63～66、67の1～67の3、68、68の2、69～72、76の1、76の2、77の1～77の3、78～80、80の2、81、81の2、82～85、88～92、92の2、93、93の2、94、95の1～95の5、96、97、99～104、104の2、105、105の2、106の1～106の3、107～109、110の1～110の3、111～116、116の2、117、117の2、118～126、127の1～127の4、128、128の2、129、129の2、130～140、140の2、141～144、145の1、145の2、146の1、146の2、147、148、148の2、149の1、149の2、150、151、151の2、152、152の2～152の4、153、153の2、153の3、154、154の2、154の3、155の1～155の4、156、156の2、157、157の2、158、158の2、158の3、159の1～159の4、164の2、184の5、184の6
		藤平田一丁目	1、2、3の1、4～9の各一部 1の2、1の3、1の5、3の2、3の3
		粟田五丁目	27、27の2、83、134～138の各一部
三 納 二 丁 目		字三納	160の2、161の3、165の2の各一部 160の1、160の3、160の4、161、161の2、162、163、164の1、164の3、165～167、168の1、168の2、169の1、169の2、170の1、170の2、171、172、173の1～173の3、174、175、176の1、176の2、177の1、177の2、178の1、178の4～178の8、179、180の1～180の3、181～183、183の2、184の1～184の4、185、186の1、186の2、187、188の1、188の2、189の1、189の2、190～193、194の1～194の4、195、195の2、196、197の1、197の2、198～200、201の1、201の2、202、203の1、203の2、204、204の2、205、205の2、206、207、208の1～208の3、209の1、209の2、210、211の1～211の3、212～214、214の2、215、215の2、216～218、218の2、219、219の2、220、221の1、221の2、222、223の1～223の3、224、225、226の1～226の8、227の1、227の2、228の1、228の2、229の1～229の3、230、231、232の1～232の3、233の1、233の2、234、235、236の1、236の2、237の1、237の2、238～240、240の2、241の1、241の2、242の1、242の2、243の1～243の4、244～248、248の2、249の1、249の2、250、250の2、251、252、253の1～253の4、254の1～254の3、255～259、260の1～260の6、261、262の1、262の2、263の1、263の2、

			264の1、264の2、265の1、265の2、266～271、272の1～272の3、273、274の1、274の2、274の5、274の6、275の1、275の2、275の4、276の1、276の2、276の4～276の8、277の1、277の3、277の4、278の1、279の1、280の1、631、632
三 納 三 丁 目		字三納	274の3、274の4、275の3、276の3、277の2、284の1～284の4、285の1～285の4、286の1、286の2、287の1～287の4、288～290、291の1、291の2、292の1、292の2、299の1、299の2、300の1～300の19、301の1、301の2、308の1、308の2、309の1、309の2、316の1、316の2、317の1～317の3、324の1～324の3、325の2、333の1～333の3、340、341の1、341の2、342～346、346の2、347、347の2、348、348の2、349、349の2、350、351、351の2、352の1～352の6、353の1～353の8、354の1～354の3、355、355の2、356の1～356の4、357の1～357の8、358、359、360の1～360の3、361の1～361の5、362の1～362の3、362の5、362の7、369の1、369の2、377の1～377の4、378の1～378の3、379の1～379の3、380の1～380の3、381、381の2、382の1～382の5、383、384、385の1～385の3、386の1～386の3、387の1～387の4、388の1～388の3、389、390、390の2、391の1～391の3、392、393の1、393の2、394の1～394の3、395の1～395の5、396、396の2、397、397の2、398、398の2、399の1～399の5、400の1～400の3、401、401の2、402の1、402の2、403の1、403の2、404の1～404の3、500の1、500の2、501～505、506の1、506の2、507の1、507の2、508の1、508の2、509の1、509の2、510～539、540の1、540の2、541の1～541の3、542の1～542の4、543～547、548の1、548の2、549～558、560の1、560の2、561の1、561の2、562の1～562の3、563の1、563の2、564～627
藤平田一丁目		字三納	6、16～18、31、32の1、33、45、48、59、62、73、75、86、87、98の各一部 32の2、46、47、60、61の1～61の4、74
	下 林 一 丁 目		4の2、5～12、13の1～13の3、14の1～14の3、15の1、15の2の各一部
	粟 田 五 丁 目		137、138、190の2の各一部 191の1、191の2
下 林 一 丁 目	藤平田一丁目		120、120の2、121の1、121の3～121の5、122、123の1、123の2、124の2、135、136、137の2の各一部 121の2、122の2、137、138の1、138の2
粟 田 五 丁 目		字三納	3、4、6の各一部 1の1～1の3、2
粟 田 六 丁 目	新 庄 六 丁 目		128の3、129、130の各一部 125の4～125の6、126の1、126の5、126の6、127、128の1、128の2、272の2
	粟 田 五 丁 目		55の2、58の2、103の5の各一部 1の7、55の3、56の4、57の6、103の6
新 庄 六 丁 目	粟 田 六 丁 目		19の1～19の3、21の1～21の5、45の各一部 20の1～20の3

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び町有地の全部を含む。

石川県告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、野々市町長から次のとおり同町の区域内に町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成23年11月11日からその効力を生ずるものとする。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

新たに画する町	左の区域に変更される従前の区域	
	字	地 番
位川	字位川	全部
田尻町	字田尻町	全部
三日市町	字三日市町	全部
二日市町	字二日市町	全部
徳用町	字徳用町	全部
郷町	字郷町	全部
蓮花寺町	字蓮花寺町	全部
柳町	字柳町	全部

区域内に介在する道路、水路等の国有地の全部を含む。

石川県告示第484号

民生委員協議会を組織する区域の指定（昭和29年石川県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表に次のように加える。

町	本町地区	本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、若松町、横尾町、高橋町、磯が丘、住吉町、萱原町、白山町
	富坂地区	三納一丁目、三納二丁目、三納三丁目、藤平、位川、太平寺一丁目、太平寺二丁目、太平寺三丁目、太平寺四丁目、粟田一丁目、粟田二丁目、粟田三丁目、粟田四丁目、粟田五丁目、粟田六丁目、下林一丁目、下林二丁目、下林三丁目、下林四丁目、新庄一丁目、新庄二丁目、新庄三丁目、新庄四丁目、新庄五丁目、新庄六丁目、藤平田一丁目、藤平田二丁目、中林一丁目、中林二丁目、中林三丁目、中林四丁目、中林五丁目、上林一丁目、上林二丁目、上林三丁目、上林四丁目、上林五丁目、矢作一丁目、矢作二丁目、矢作三丁目、矢作四丁目、米松一丁目、米松二丁目、米松三丁目、湊金一丁目、湊金二丁目、湊金三丁目
	郷地区	田尻町、三日市町、二日市町、二日市一丁目、徳用町、郷町、蓮花寺町、柳町、長池、稲荷一丁目、稲荷二丁目、稲荷三丁目、稲荷四丁目、堀内一丁目、堀内二丁目、堀内三丁目、堀内四丁目、堀内五丁目
	押野地区	押越一丁目、押越二丁目、野代一丁目、野代二丁目、野代三丁目、押野一丁目、押野二丁目、押野三丁目、押野四丁目、押野五丁目、押野六丁目、押野七丁目、御経塚一丁目、御経塚二丁目、御経塚三丁目、御経塚四丁目、御経塚五丁目

石川県告示第485号

民生委員の定数（昭和46年石川県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中 「川北町 17
野々市町 94」を「野々市市 94
川北町 17」に改める。

石川県告示第486号

動物を飼養し、又は収容するために許可が必要な区域の指定（昭和59年石川県告示第588号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の野々市町の項を次のように改める。

野々市市	本町1丁目 本町2丁目 本町3丁目 本町4丁目 本町5丁目 本町6丁目 若松町 横宮町 高橋町 扇が丘 住吉町 菅原町 白山町 三納1丁目 三納2丁目 三納3丁目 藤平 位川 太平寺1丁目 太平寺2丁目 太平寺3丁目 太平寺4丁目 粟田1丁目 粟田2丁目 粟田3丁目 粟田4丁目 粟田5丁目 粟田6丁目 下林1丁目 下林2丁目 下林3丁目 下林4丁目 新庄1丁目 新庄2丁目 新庄3丁目 新庄4丁目 新庄5丁目 新庄6丁目 藤平田1丁目 藤平田2丁目 中林1丁目 中林5丁目 上林3丁目 上林4丁目 上林5丁目 矢作1丁目 矢作2丁目 矢作3丁目 矢作4丁目 清金3丁目 田尻町 三日市町 二日市町 徳用町 蓮花寺町 長池 稲荷1丁目 稲荷2丁目 稲荷3丁目 稲荷4丁目 堀内1丁目 堀内2丁目 堀内3丁目 堀内4丁目 堀内5丁目 二日市1丁目 押越1丁目 押越2丁目 野代1丁目 野代2丁目 野代3丁目 押野1丁目 押野2丁目 押野3丁目 押野4丁目 押野5丁目 押野6丁目 押野7丁目 御経塚1丁目 御経塚2丁目 御経塚3丁目 御経塚4丁目 御経塚5丁目
------	---

石川県告示第487号

石川県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和49年石川県告示第622号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

第4条第1号中「石川郡」を「野々市市」に改める。

石川県告示第488号

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成19年石川県告示第487号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地域の類型を当てはめる地域⁽¹⁾及び⁽²⁾の規定中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改める。

石川県告示第489号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成23年石川県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1中「能美郡川北町、石川郡野々市町」を「野々市市、能美郡川北町」に改める。

石川県告示第490号

工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準（平成23年石川県告示第185号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表の1の項中「石川郡野々市町」を「野々市市」に改め、同表の2の項中「能美郡川北町、石川郡野々市町」を「野々市市、能美郡川北町」に改める。

石川県告示第491号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成23年石川県告示第186号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

「能美郡川北町、石川郡野々市町」を「野々市市、能美郡川北町」に改める。

石川県告示第492号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成23年石川県告示第187号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地域の類型を当てはめる地域(1)から(3)までの規定中「能美郡川北町、石川郡野々市町」を「野々市市、能美郡川北町」に改める。

石川県告示第493号

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法による市町村の区域の指定（昭和48年石川県告示第726号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

「畷々世世」を「畷々世世」に改める。

石川県告示第494号

建築計画概要書等の閲覧場所（平成19年石川県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「石川郡」を「野々市市」に改める。

石川県告示第495号

開発登録簿閲覧所の設置（平成19年石川県告示第138号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「石川郡」を「野々市市」に改める。

石川県告示第496号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行野々市支店の項中「石川郡野々市町」を「野々市市横宮町」に改め、表の株式会社北国銀行粟田支店の項中「石川郡野々市町」を「野々市市粟田1丁目」に改める。

石川県告示第497号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表野々市農業協同組合の項中「石川郡野々市町」を「野々市市中林5丁目」に改める。

公 告

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年11月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢都市計画事業野々市町中南部土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
野々市町中南部土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日
平成23年10月11日
- 4 換地処分の内容
平成23年9月2日石川県指令都第403号をもって認可した換地計画のとおり

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第20号

石川県教科用図書採択地区(昭和39年石川県教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、平成23年11月11日から施行する。

平成23年11月10日

石 川 県 教 育 委 員 会

表中 「

白山・石川 採択地区	白山市 石川郡(野々市町)
---------------	------------------

」を

「

白山・野々市 採択地区	白山市 野々市市
----------------	-------------

」に改める。

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則及び石川県道沿交濁法施行規則の一部を改正する規則を11月10日に公布する。

平成二十三年十一月十日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

石川県警察の組織等に関する規則及び石川県道沿交濁法施行規則の一部を改正する規則
(石川県警察の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のものに改正する。

別表第1 松任警察署の部野々市交濁の項中「石川郡野々市町本町六丁目二番一号」を「野々市市本町六丁目一

「番地一」を「石川郡野々市町の」を「野々市市の」に改め、同部野々市南交番の項中「同野々市町藤平一三八番地の一」を「同藤平一三八番地の一」に改める。

(石川県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の表県道三日市松任線の項中「石川郡野々市町三日市町百九番」を「野々市市三日市町百九番」に改め、同表野々市町道一級幹線足田御経塚線の項を次のように改める。

野々市市道一級幹線 足田御経塚線	野々市市御経塚四丁目一番から野々市市御経塚二丁目三百三十三番まで
---------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、平成二十三年十一月十一日から施行する。